

次期大阪府国民健康保険運営方針 について

(府が実施する財政調整事業)

新たな府運営方針（令和6年度～12年度）

- ・ 保険料及び減免の府内統一

府内統一保険料は平成30年度以降、上昇傾向にあることから、本市は、これまで「府内統一保険料の引き下げ」を要望するとともに、国民健康保険財政安定化基金を活用し、保険料を引き下げ、被保険者の負担軽減を図ってまいりました。

大阪府は「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」「持続可能な国保運営の実現」を二本柱として「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実現すべく、保険料及び減免基準を府内統一することから、市独自で行っていた激変緩和及び独自減免はできなくなります。



（府の考え） 府全体で統一保険料を引き下げる仕組みが必要

大阪府が実施する財政調整事業

- ・ 府内統一保険料引き下げ施策
 - ① 事業費納付金を通じた保険料抑制
 - ② 府交付金の財源配分等の見直し
 - ③ 府国保特会の剰余金及び府財政安定化基金の活用

① 事業費納付金を通じた保険料抑制

- 事業費納付金を通じた具体的な仕組み（令和6～8年度）【新規】

大阪府が国公費の年度間の変動等を考慮し、1人当たりの額（単価）と、本市の被保険者数を掛けた額を算出し、事業費納付金として納める。

財源は市の国民健康保険特別会計の黒字額を活用する（本市は国民健康保険財政運営安定化基金）

試算：一人当たり額 × 被保険者数 = 事業費納付金増加額
(令和5年度予算)

681円 × 46,123人 = **3,141万円**

⇒毎年、約3,000万円増

(基金残高 4億8,162万5千円 令和5年9月末予定)

② 府交付金の財源配分等の見直し

・インセンティブ財源の配分見直し【継続】

平成30年度以降、市国保特会の実質収支黒字額の主な要因であった保険給付費等交付金（特別交付金）について、府全体の交付額の一定割合を保険料抑制財源に活用する。

【令和4年度決算】 実質収支額 3億1,553万8千円

うち、保険給付費等交付金（特別交付金）

保険者努力支援分 1億2,237万7千円

府繰入金（2号分）1億6,119万7千円

合計 2億8,357万4千円

また、令和5年度から実施している保健事業に係る財源についても、更なる見直しを図り、市の基金を財源とする。（令和5年度当初予算の本市の影響額：4,492万6千円）

③ 府国保特会の剰余金及び 府財政安定化基金の活用

・府に設置している基金の活用【継続】

府の国保特会の安定的な運営のため、平成30年度から設置している府財政安定化基金を活用し、年度間の保険料の平準化及び抑制財源として活用する。

財源は国公費や府国保特会の剰余金。

活用方法等については、今後、大阪府市町村広域化調整会議で決定。



これまでも、剰余金を統一保険料の抑制財源とされています。

今後のスケジュール

- 市長会 9/22
- 本市国保運営協議会 9/22
- 法定意見聴取 9/22～9月下旬
- パブリックコメント 10月中旬～11月中旬
- 大阪府市町村広域化調整会議 11月
- 府国保運営協議会 11月
- 運営方針策定 12月
- 令和6年度府内統一保険料 1月